

給実甲第 1 3 5 1 号

令和 7 年 2 月 1 2 日

人 事 院 事 務 総 長

給実甲第 9 3 4 号の一部改正について（通知）

給実甲第 9 3 4 号（運賃等の値上げ等、在宅勤務等手当の支給又は通勤所要回数の変動に伴う通勤手当に係る届出の取扱いについて）の一部を下記のとおり改正したので、令和 7 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<u>各庁の長（一般職の職員の給与に関する法律（昭和 2 5 年法律第 9 5 号。以下「給与法」という。）第 7 条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者をいう。第 4 号において同じ。）</u> は、次の各号のいずれかに	<u>各庁の長又はその委任を受けた者</u> は、次の各号のいずれかに該当する <u>場合に係る</u> 人事院規則 9 - 2 4（通勤手当）（以下「規則」という。）第 3 条の規定による届出について、 <u>正規の届出がなくても届出の目的を</u>

該当する場合で、職員の勤務官署に変更が生じないときは、人事院規則 9—24（通勤手当）（以下「規則」という。）第3条の規定による届出（以下「届出」という。）に代わる適宜の措置をもって届出があったものとして取り扱うことができるものとする。

一 職員が利用するものとされている交通機関等の運賃等の値上げ又は値下げ（以下「値上げ等」という。）が行われた場合で、当該値上げ等の後も引き続き当該交通機関等を利用することとなる職員について、次に掲げる通勤手当の区分に応じ、それぞれ次に定める月から値上げ等の後の運賃等の額を基礎として通勤手当の額を算出することとなるとき。

イ・ロ （略）

ハ 規則第16条第4項に掲げる通勤手当 同項に定める期間に係る最後の月の翌月

二 在宅勤務等手当の支給の開始又は終了があった職員が引き続き当

達し得ると認めるときは、その届出に代わる適宜の措置をもって、正規の届出があったものとして取り扱うことができる。

一 利用するものとされている交通機関等の運賃等の値上げ又は値下げ（以下「値上げ等」という。）が行われた職員に支給する通勤手当の額について、引き続き当該交通機関等によって通勤手当の額を算出することとなる場合において、次に掲げる通勤手当の区分に応じ、それぞれ次に定める月から値上げ等の後の運賃等の額を基礎として算出したものによるとき。

イ・ロ （略）

ハ 規則第18条の2第4項各号に掲げる通勤手当 当該各号に定める期間に係る最後の月の翌月

二 在宅勤務等手当の支給の開始又は終了があった職員に支給する通

該開始又は終了の前と同一の交通機関等（自動車等を使用する場合にあっては、引き続き当該開始又は終了の前と同一の使用距離）を利用することとなる場合で、当該開始又は終了の前と同一の交通機関等によって通勤手当の額を算出することとなるとき。

三 1箇月当たりの平均通勤所要回数の変動に伴い給与法第12条第2項第1号に規定する運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額又は同条第3項第1号に規定する特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額に変更が生じた在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員その他の職員が、引き続き当該変動前と同一の交通機関等を利用し、当該変動前と同一の交通機関等によって通勤手当の額を算出することとなる場合で、当該変動があった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から当該変動後の1箇月当たりの平

勤手当の額について、引き続き当
該開始又は終了の前と同一の交通機関等（自動車等を使用する場合にあっては、引き続き当該開始又は終了の前と同一の使用距離）によって通勤手当の額を算出することとなる場合

三 1箇月当たりの平均通勤所要回数の変動に伴い給与法第12条第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額、同条第3項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額又は同条第5項第1号に規定する特別運賃等の額に相当する額に変更が生じた在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員その他の職員に支給する通勤手当の額について、引き続き当該変動前と同一の交通機関等によって通勤手当の額を算出することとなる場合において、当該変動があった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から当該変動後の1箇月当

均通勤所要回数を基礎として算出することとなるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として各庁の長が認める場合（職員が利用するものとされている交通機関等と同一の交通機関等（自動車等を使用する場合にあっては、職員が利用するものとされている使用距離と同一の使用距離）を利用することとなる場合で、当該利用するものとされている交通機関等と同一の交通機関等によって通勤手当の額を算出することとなる場合に限る。）

たりの平均通勤所要回数を基礎として算出したものによるとき。

（新設）

以 上